

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 会議資料

令和元年11月18日(月)



ひと、暮らし、
みらいのために

厚生労働省 医薬・生活衛生局

【成長戦略フォローアップ(抄)】

記載内容

- 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」(令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定)のコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を推進する。

※【PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)(抄)】

② 水道

- 平成26年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定まで到達している案件はなく、また、平成30年12月に水道法の一部を改正する法律が成立したところであるため、引き続き重点分野とし、確実かつ合理的なコンセッション事業とするための留意事項をガイドラインとして取りまとめる等の支援を行うことにより、実施方針の策定に向けてコンセッション事業の着実な導入促進を図る。

進捗状況

- 令和元年10月1日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を発出するとともに、コンセッション方式を導入するにあたり、水道事業者等が事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等を実務的に解説する「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂した。
- また、「水道分野における官民連携推進協議会」等において、事例の紹介などを実施し、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進していく。

成長戦略2019等のPPP/PFI施策の進捗状況

【水道分野における官民連携推進協議会】

我が国の水道分野(水道事業及び工業用水道事業)が抱える様々な課題に対して、コンセッション方式を含む官民連携の推進や広域化など多様な形態による運営基盤の強化を推進することが不可欠である。そのため、厚生労働省と経済産業省が連携し、官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携(マッチング)を促進することを目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地において開催している。

平成30年度の実施内容例

○先進事例及び国の取組の発表

- ・水道事業者及び民間事業者の取組発表(例)
 - 下水道事業へのコンセッション方式の導入について(水道事業者)
 - 上工下水一体官民連携運営について(水道事業者)
 - 官民連携の導入事例と参考ツールについて(民間事業者)
- ・厚生労働省、経済産業省の取組発表

○グループディスカッション

水道事業者は事業が有する課題、民間事業者は各自が有する水道に関する技術・事業内容を発表し、ディスカッションする。

○フリーマッチング

民間事業者が、それぞれ希望する水道事業者と自由に意見交換を行う。

開催実績

年度	開催実績
平成22年度	3回
平成23年度	3回
平成24年度	5回
平成25年度	4回
平成26年度	4回
平成27年度	4回
平成28年度	4回
平成29年度	4回
平成30年度	4回
令和元年度	神奈川(9月)、大阪(11月)、福岡(12月)、長野(2月)



グループディスカッション



■ : 既開催都道府県

※平成30年度参加実績

- (第1回: 16水道事業者、36民間事業者、85人)
- (第2回: 14水道事業者、34民間事業者、83人)
- (第3回: 14水道事業者、38民間事業者、108人)
- (第4回: 15水道事業者、30民間事業者、78人)

※令和元年度参加実績

- (第1回: 12水道事業者、36民間事業者、83人)

成長戦略2019等のPPP/PFI施策の進捗状況

【公共施設等運営権制度とPay For Success (PFS) 両手法の普及・定着に向けて(抄)】

記載内容	進捗状況
<p>□ 水道分野の公共施設等運営権事業においては、物価変動リスクを全て運営権者に転嫁するのは非現実的であり、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みが必要である。年内をめどに関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を規定し、関連する自らのマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。内閣府では、これを受けてガイドラインを策定する。</p>	<p>➤ コンセッション方式を導入するにあたり、水道事業者等が事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等を実務的に解説する「水道事業における官民連携に関する手引き」において、著しい物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を示した。</p>
<p>□ 混合型の公共施設等運営権事業を行う場合で、その事業に国庫補助が行われる場合の「契約額の妥当性」、「施設の仕様の妥当性」、「契約手続きの合規性」が確保されていることを確認するために必要な仕組みに関係府省において整理し、地方公共団体に対して周知する。合わせて関係府省は、自ら(関係府省と関係する団体も含む)で有する標準仕様書や設計指針等において運営権者が行う創意工夫の取組を積極的に取り込むよう、今後の各分野の先行案件の取組みに合わせて、改定を行う(関係する団体に対しては関係府省が改定を働きかける)こととする。</p>	<p>➤ 契約額の妥当性等の確認及び標準仕様書等の改定については、水道分野では先行案件がないため、他分野の先行案件における取組事例の把握に努め、今後、コンセッションの導入が見込まれる関係地方公共団体等に対し、必要に応じ周知していく。</p>

成長戦略2019等のPPP/PFI施策の進捗状況

【公共施設等運営権制度とPay For Success (PFS)両手法の普及・定着に向けて(抄)】

記載内容	進捗状況
<p>□ 改正水道法の公共施設等運営権方式に関する事項で政省令等に委任されている部分や、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要な措置を講ずる。</p>	<p>➤ 水道施設運営権の設定に係る許可の基準と留意すべき事項及び水道施設運営等事業の実施に際して地方公共団体が検討すべき事項等について検討することを目的として「水道施設運営等事業の実施に関する検討会」を開催し、学識経験者、消費者、弁護士、業界関係者等の幅広い構成員からの意見を踏まえ、水道法施行規則に、水道施設運営権の設定に係る許可基準等及び水道事業者が地方公共団体以外である場合の料金原価の算定方法について、技術的細目を規定した。</p>
<p>□ 水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。</p>	<p>➤ 先行してコンセッション方式の検討を進めている水道事業者等を支援できるよう令和2年度概算要求においても引き続き要求している。</p>